

令和 8 年 7 月 16 日

関 係 各 位

アエラホーム株式会社

代理人 弁護士 岡野 真也

同 弁護士 諸橋 隆章

同 弁護士 永井 脩也

同 弁護士 橋田 征憲

同 弁護士 越野 健人

アエラホーム株式会社（以下「当社」といいます。）は、令和 8 年 7 月 16 日、東京地方裁判所民事第 20 部に対し、民事再生手続開始の申立てを致しました。会社の概要、申立てに至った事情及び今後の方針等は、以下のとおりです。

第 1 会社概要

商号	アエラホーム株式会社
代表者名	代表取締役 中島秀行
本店所在地	東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号 青葉第 1 ビル 2 階
拠点	支社・支店・営業所計 21 拠点
資本金	1 億円
売上高	約 85 億 5964 万円（令和 7 年 5 月期）
負債総額	約 61.6 億円（うち再生債権見込額約 41.7 億円（本申立日現在））
事業内容	注文住宅の建築・販売、住宅の増改築・建替え及びリフォーム等
従業員数	203 名（令和 8 年 7 月 1 日時点）
債権者数	金融機関 4 社、取引業者等約 560 社（名）

第 2 再生手続開始申立てに至った事情

当社は、昭和 38 年、山梨県内で創業した個人経営工務店をルーツとし、昭和 59 年 12 月、注文住宅の建築・販売を主たる事業とする株式会社として設立、平成 15 年より「アエラホーム」ブランドによる全国展開を開始し、東日本大震災後の復興特需もあり、最盛期である平成 25 年 3 月期には売上高約 210 億 2300 万円、引渡棟数 1050 棟を達成するまでに業容を拡大しました。

しかしながら、その後は復興特需の収束、人口減少等を背景とする国内住宅市場の縮小、資材価格・労務費等の上昇等により売上高、売上総利益ともに減少に転じ、その後のコロナ禍も相俟って、令和 3 年 5 月期には売上高は約 103 億円と最盛期の半分以下にまで減少するに至るとともに、売上至上主義の

下で維持してきた人員、営業拠点、展示場及び広告宣伝費等の固定費負担が損益を圧迫しておりました。

このような状況下、当社は、令和6年5月期の期中において、代表取締役を交代の上、不採算店舗の撤退を含む拠点の再編、赤字受注の撲滅、受注単価の増額、販管費の削減等の各種施策を実行し、令和7年5月期には営業利益約4900万円を計上し、営業黒字への転換を果たしました。

しかしながら、令和7年4月施行の改正建築基準法により建築確認における審査・検査の対象が拡大され、建築確認申請から確認済証交付までの期間が想定外に長期化した結果、着工、完成・引渡し及び入金が遅延が生じたことに加え、時を同じくして不可抗力等による主力営業員の離脱が相次ぎ、受注が減少したことから、当社の損益及び資金繰りは再び急速に悪化しました。

さらに、令和8年2月末頃に生じた中東情勢の悪化、すなわち米国によるイラン攻撃及びこれに伴うホルムズ海峡の封鎖に端を発したナフサ供給不足により、防水シート、樹脂サッシ、断熱材、トイレ等の住宅設備をはじめとする石油由来の各種建材について、納品停止や納期遅延が相次ぎました。これにより工期が長期化し、資金繰りの逼迫に追い打ちがかかった結果、同年4月末以降、仕入先業者、施工業者等への支払いを遅延させざるを得ない事態に陥りました。

当社としては、この間、私的整理手続も視野に入れたスポンサーの探索を行って参りましたが、上記経緯により収益性が低下した当社事業に対して支援を申し出る候補先は容易には現れず、このまま事態が推移すれば、破産的清算以外に選択肢がない事態に陥りかねない状況にありました。

しかしながら、仮に破産的清算に至れば、仕入先、施工業者等の取引債権者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けすることはもとより、全国各地に多数存在する施工中の戸建て建築工事が完成しないまま停止するという事態となることは避けられません。住宅ローンを利用して請負代金をお支払いいただいているお施主様に回復し難い損害を生じさせ、重大な社会問題に発展するおそれも高いことから、当社は、何に代えてもそのような事態は回避しなければならないと考え、諦めることなく懸命にスポンサー探索を継続して参りました。

そうしたところ、今般、お施主様にご迷惑をお掛けしてはならない、との強い信念をお持ちであり、当社の上記考え方に共感いただいた株式会社ロゴスホールディングス（東京証券取引所グロース市場上場。）より、民事再生手続を前提とするスポンサー支援の意向表明を受けるに至り、同社による支援の下で事業継続と再生を図るべく、本日、東京地方裁判所に民事再生手続開始申立てを行い、受理された次第です。

第3 スポンサー支援に関して

第2記載のとおり、当社は、東京証券取引所グロース市場上場企業であり、当社と同じく注文住宅事業を営む株式会社ロゴスホールディングス（以下「スポンサー」といいます。）よりスポンサー支援の意向表明を受けており、同社が当社注文住宅事業を承継する目的で100%子会社として設立した株式会

社 LHD-1（以下「承継会社」といいます。）との間で、令和 8 年 7 月 16 日付でスポンサー契約を締結しております。

同契約においては、裁判所の許可その他必要な手続を経た上で、当社の注文住宅事業を吸収分割の方法により承継会社へ承継し、お施主様との建築請負契約、協力業者様との関係、承継対象となる従業員、許認可、営業拠点及び当社ブランドを維持することを予定しております（なお、吸収分割の効力発生日をもって、承継会社の商号はアエラホーム株式会社に変更される予定です。）。

また、スポンサーとの間では、再生手続期間中の事業運営に必要となる資金支援に関し、既に DIP ファイナンス契約を締結しております。

第 4 今後の営業について

当社は、本申立日以後も平常どおり、恙なく事業を継続して参ります。本申立てにより、当社が受注した注文住宅等の建築工事が中止され、又はお施主様との契約が終了することは一切ございません。

現在施工中の物件については、スポンサーのご支援の下、迅速、着実に施工を推進し、確実に完成、お引渡を実行して参ります。当然、既にご契約いただいている未着工の物件についても、同様にスポンサーのご支援の下、迅速なる着工及び確実なる引渡しが出来万全の体制を整えておりますので、ご安心下さい。

当社においては、スポンサーのご支援により、今後は、更なるサービス・品質の向上を見込んでおり、お施主様には格段に良好なご提案・サービスのご提供が可能になるものと考えております。

第 5 今後の見通し

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所が選任した監督委員の監督並びに申立代理人弁護団の指導の下、スポンサーのご支援を受けながら、吸収分割の実行に必要な裁判所の許可、監督委員の同意、債権者への説明その他再生手続の遂行に必要な手続を進めて参ります。

関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。当社においては、スポンサー及び関係者の皆様のご協力を得ながら、事業の再生に全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第 6 監督委員

東京地方裁判所令和 8 年（再）第 16 号

〒100-7036 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 JP タワー

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 鐘ヶ江 洋祐

第7 申立代理人弁護士

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番2号

大阪ガス都市開発日本橋ビル5階

弁護士法人岡野真也法律事務所

弁護士 岡野 真也

〒104-0032 東京都中央区八丁堀一丁目5番2号 はごろもビル2階

ライジング法律事務所

弁護士 諸橋 隆章、弁護士 永井 脩也、弁護士 橋田 征憲、弁護士 越野 健人

以上